

横浜市監査委員公表第4号

住民監査請求に係る監査結果の公表
(市立戸塚高等学校の増築工事に関するもの)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査を行ったので、監査結果を公表する。

平成17年3月29日

横浜市監査委員	一	杉	哲	也	
同		山	下	光	
同		中	村	達	三
同		松	本	敏	

第1 監査の結果

本件請求については、合議により次のように決定しました。

本件請求には理由がないと認めます。

第2 請求の内容

1 請求人

(略)

2 請求書の提出日

平成17年2月1日

3 証拠の提出及び陳述の機会

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成17年2月28日に請求人の証拠の提出及び陳述の機会を設け、請求人は追加の証拠を提出し陳述を行ないました。その際、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、教育委員会事務局職員が立ち会いました。

4 請求の要旨

横浜市が平成15年12月12日に契約した戸塚高等学校生徒指導室その他増築工事(以下「本件工事」という。)は本来必要の無い工事であり、不当な支出である。

支払完了日は、建築工事は平成16年4月7日、電気工事は同月9日、空調衛生設備工事は同月15日である。

市教育委員会は5校あった夜間定時制高校のうち、平成14年度に3校、平成15年度に1校を募集停止した。それにより夜間定時制志願者に大量の不合格者が発生し、県、市で緊急対応をした。横浜市では戸塚定時制で平成14年度に2クラス、平成15年度に1クラスの増の募集を行った。もともと戸塚は4クラス規模の学校であったため施設の狭くなり、十分な指導ができない状態となった。

市教育委員会の内部文書が示している事は、横浜市立高等学校再編整備計画（以下「再編計画」という。）そのものが誤りであった事と、そのために採った対応が不適切であったという事以上のなにもものでもない。その上、この増築工事を行った戸塚定時制は廃止する計画の中にある。少なくとも、多額の市費を投じるのであれば、存続決定は大前提の筈である。港高校は5クラス規模の学校であった。平成14年度、募集停止を中止し緊急対応分を港高校で受け入れておけば、この様な無駄な支出は防げた。

教育委員会の暴走を見過ごしたのは市長の過失である。市長はこの過失を認め不当に支出された4100万円を返還するか、支出してしまった市費の目的にこれ以上の不当性を上塗りしないために戸塚定時制を存続させるよう求める。また、この再編計画で失われた横浜の教育環境を全てもとに戻すことを求める。

第3 関係職員の陳述

1 関係職員の陳述の聴取

平成17年2月28日に教育委員会事務局職員から陳述を聴取しました。その際、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、請求人が立ち会いました。

2 関係職員の陳述の要旨

(1) 本件工事について

平成14年度入学者選抜において、戸塚高校定時制については募集人員140人のところ最終的に70人増となったため、生徒指導等が従来の交流センター（保健室と兼用）では対応しきれなくなった。また、戸塚高校定時制には平成14年度からスクールカウンセラーを配置することとなり、生徒のプライバシー保護の観点からも専用のカウンセリングルームが必要となった。

当時の教室数にはゆとりが無く、増築又はプレハブで対応せざるを得ない状況であった。増築をプレハブでリース契約（3年間）をした場合、他の事例から概算で2100万円程度要することや、増築部分は元々将来の増築が可能な構造となっており、工事費が比較的安価で済んだことなどから、恒久的な施設とした。

戸塚高校全日制が平成14年度から単位制となっており、小教室が今後とも必要となる点を考慮すると、全日・定時として全体で有効に活用できる。

したがって、不当な支出ではないと考える。

(2) 再編計画及びそのために採った対応について

国際化や情報化など社会変化や生徒の生活スタイル、学習希望、進路の多様化など高校を取り巻く状況の変化を踏まえ、生徒一人ひとりの個性を最大限に伸ばし、多様な特色ある学校づくりを目指して平成12年に策定した再編計画は、それ自体は誤りではない。

平成14年度入試について、定時制への志願者が増え、緊急な対応をとらざるを得なかったのは、県下の中学校卒業予定者が前年度と比較し、大幅に減少したのに伴い、全日制公立高校の定員が、県の決定によりそれとほぼ同数減少したことや、私学への進学者が経済状況等を反映して、見込みよりも少なくなったため、全日制公立高校にも私立高校にも入学できない生徒が増加し、定時制高校への志願者が増えたものと考えている。そのことへの対策として、県教委とも協議して当時の横浜市は緊急に定時制の定員増を図ったものであり、それは妥当なものである。

当該工事は、定員増を行った戸塚高校定時制の教育環境の補強に必要な増築を行ったものであり、対応が不適切であったことはない。

(3) 戸塚高校定時制の再編整備について

戸塚高校定時制の再編整備については、平成12年に策定した再編計画で段階的統合は決定していたが、募集停止を行ったり閉校時期を決めているわけではなく、通常と同様に運営してきている。そうした中で平成14年度、緊急対応として定員増を図ったものであり、在籍する生徒のために必要な施設整備を行った当該工事は、不当支出ではない。

また、戸塚高校は全日制、定時制の併置校であり、増築部分は当初、定時制の相談室の利用に供するため設置したものだが、従来から教室等は全日制と互いに

融通しあってきたところであり、全日制が利用することも今後は考えられる。

(4) 平成14年度の緊急対応について

平成12年に策定した再編計画で段階的統合をうたった港高校については、廃止スケジュールを決定し、平成14年度入学者選抜から募集を停止することを前年度から公表していたため、港高校で受け入れることは困難である。また、緊急対応の増加分を仮に港高校の校舎を利用して受け入れることは、志願した高校と入学校が後に異なることとなり、受検生に対し混乱や不安を与えることになるとともに、志願先の高校を特定して受検する現状では困難である。

第4 監査対象事項の決定

平成15年度に実施された本件工事に伴う支出が、違法又は不当な公金の支出に当たるかを監査対象としました。

第5 事実関係の確認

監査対象事項に関し、次のような事実関係を認めました。

1 再編計画について

平成12年3月、市教育委員会により再編計画が策定されました。

計画では、単位制による総合学科高校の設置について、「生徒の多様な学習ニーズに対応するため、港商業と、鶴見工業、港、横浜工業、横浜商業、戸塚の定時制5校の段階的統合により、全日制総合学科高校と午前・午後・夜間の三部制の定時制総合学科高校の2校を設置します。」とされました。

また、計画期間としては、平成12年度から21年度までの10年計画とされており、平成12年度から16年度までの5か年を前期、平成17年度から21年度までの5か年を後期として、全日制的港商業と、鶴見工業、港、横浜工業、横浜商業の定時制4校の段階的統合については前期に、戸塚高校定時制の統合については後期に実施することとされていました。

なお、本件監査中の平成17年2月28日に、市教育委員会により後期計画が発表されましたが、この中で、戸塚高校定時制については、平成16年度に公立高校の入学者選抜制度が大きく変わり、17年度からは県立高校の学区が撤廃されるなどの影響を考慮し、さらには県立高校改革の状況なども勘案して、当面の間、志願状況の推

移を見守りながら対応していくこととされています。

2 増築工事に至る経緯

平成15年度に実施された本件工事は、概ね次のような経緯で実施に至ったことが認められました。

平成14年度においては、三部制総合学科の横浜市立横浜総合高校が開校し新入生の募集を開始するとともに、横浜市立定時制高校のうち港高校、横浜工業高校及び横浜商業高校定時制が新入生の募集を停止

平成14年度入学者選抜において、県下の定時制高校の志願者が大幅に募集定員を超えたため、緊急対応として、戸塚高校定時制で2クラスの追加募集（70人増員）を行う等、県立も含めた横浜市内の定時制高校の全体では179人の増員を実施
戸塚高校は、本来定時制4クラス規模で設計されていたが、平成14年度は2クラス増の6クラス、生徒数は70人増となったため、生徒指導に必要なスペースが不足

平成15年度においてもまた、1クラス増の5クラスで生徒指導上の問題が数多く生じており、生徒指導及びカウンセリングに対応したスペースを整備する必要は前年度にも増して必要となり、本件工事を実施

3 本件工事の内容

既存建物の吹き抜け部分に床・壁を構築し、3室（1階生徒指導室、2階カウンセリングルーム、3階教科センター、各31.69㎡）が増築整備され、その他、部分改修が実施されました。

支出額は、建築工事27,825,000円、電気設備工事3,570,000円、空調衛生設備工事7,297,500円、合計38,692,500円であり、平成16年4月15日までに支出が完了しています。

4 増築部分の使用状況

現在、生徒指導、カウンセリング、補習等のため、各室ともほぼ毎日利用されていることが認められました。

第6 監査委員の判断

以上を踏まえ、次のように判断しました。

1 本件工事の実施について

請求人は、本件工事が行われた戸塚高校定時制は廃止する計画の中にあるが、多額の市費を投じるのであれば存続決定は大前提のはずとしています。

たしかに、本件工事が行われた平成15年度の時点では、戸塚高校定時制は、三部制総合学科高校の整備に伴い、具体的な時期は未定ながらも平成21年度までには廃止される計画にあったのであり、そのような事情の下で本件工事を行ったことは適切であったかとの疑問が生じますので、以下このことについて検討します。

まず、平成15年度の戸塚高校定時制の状況としては、現実に生徒指導やカウンセリングのための部屋、その他教材・教具のための部屋が不足していた以上、何らかの形でスペースを増やす必要はあったといえます。また、工事内容としても、平成14年度からのスクールカウンセラーの配置や、戸塚高校全日制への単位制の導入等、今後戸塚高校全体として小教室等が求められる事情があることから、プレハブの建築を選択せず、従来増築可能なように設置されていた部分を利用して床・壁等を設置する増築を選択したことには、一定の合理性が認められます。

次に、本件工事は、定時制の生徒指導等のスペースを増築するためとして実施され、目的に従って有効に利用されている現状が認められるものですが、仮に、今後の事情の変更により使用目的が変化したとしても、戸塚高校全体として活用できることが見受けられますので、必ずしも本件工事が無駄となるものではありません。

したがって、本件工事による増築スペースに関して、今後も有効に活用することが求められますが、本件工事を実施し工事費を支出したこと自体を不当ということとはできないと判断します。

2 その他

請求人は、再編計画そのものが誤りであるとし、また、平成14年度の緊急対応分は港高校で受け入れておけば無駄な支出は防げたとしています。

しかし、再編計画そのものは、市の教育行政上の施策として、県との調整や市民からの意見聴取等を行いながら、議会への説明を経て進められているものであり、本件監査においてその当否を判断すべきものではありません。

また、平成14年度に緊急対応分を港高校で受け入れるべきだったか否かは、市教育委員会が、教育行政上の観点から総合的に判断すべきことであり、その結果として本件工事が実施され市費の支出が発生したことをもって、判断が誤りであり無駄な支出であるといえるものではありません。

3 結論

以上の通り、本件工事に伴う支出を、違法又は不当な公金の支出と認めることはできず、請求人の主張には理由がないと判断しました。

参 考

(監査請求書)

請求の趣旨

横浜市教育委員会が平成15年12月12日に契約した『戸塚高等学校生徒指導室その他増築工事』(添付資料 1) は本来必要の無い工事であり不当な支出である。なお支払完了日は平成16年、建築 4 月 7 日、電気 4 月 9 日、空調 4 月 15 日である。

不当である理由

横浜市教育委員会は 5 校あった夜間定時制高校のうち、平成14年度に 3 校、平成15年度に 1 校募集停止した。それにより夜間定時制志願者に大量の不合格者が発生し、県、市で緊急対応をした。横浜市では戸塚定時制で平成14年度に 2 クラス(添付資料 2)、平成15年度に 1 クラスの増の募集を行った。もともと戸塚は 4 クラス規模の学校(添付資料 3) であったため施設的に手狭になり、十分な指導が出来ない状態となった。しかし教育委員会の内部文書である添付資料 3 が示している事は、再編計画(添付資料 4) そのものが誤りであった事と、そのために採った対応が不適切であったという事以上のなにもものでもない。その上、添付資料 5 の 2 頁、下段が示すように、この増築工事を行った戸塚定時制は廃止する計画の中にある。少なくとも、多額の市費を投じるのであれば、存続決定は大前提の筈である。

港高校は 5 クラス規模の学校であった。平成14年度、募集停止を中止し緊急対応分を港高校で受け入れておけば、この様な無駄な支出は防げた。

中田市長は市長候補者である時、私たち市民のアンケート(添付資料 5) に対し、定時制の必要性を認め、この再編計画が『生徒のため』のものでないと言っている。これだけ青少年教育に理解を示しながら、教育委員会の暴走を見過ごしたのは市長の過失である。

措置の要求

市長はこの過失を認め不当に支出された4100万円を返還する。返還を拒否するのであれば、支出してしまった市費の目的にこれ以上の不当性を上塗りしないために戸塚定時制は存続させる。また、この再編計画で失われた横浜の教育環境を全てもとに戻すこと。

付帯意見

経済的にも豊かで、いじめもなく、様々な差別がなく、誰もが等しく健やかに成長出来る社会が実現できていたなら、夜間定時制は必要なく、横浜市の高校改革は大成功だったに違いない。しかし不況は長引き、少子化にも関わらず様々な事情を抱える進学希望者は増大し続けている。高校改革をするのであれば、夢物語を騙るのではなく、まず現実社会を直視して対応して頂きたい。一例を挙げるなら、定時制高校は今以上に充実させる。工業系の希望者が少ないので、鶴見工業も横浜工業も、そのクラス数を減らし生徒のニーズに見合う普通科を設置する。退学者が多いなら、その原因を突き止め、より学びやすい環境整備をする。

本来全日制を希望しつつも定時制へ行かざるを得ない人々を受け入れてきた、もともと救済の場であったのだから、様々な事情が解決する前に定時制高校を廃止する事は絶対にできない。市は経済難である。災害時には避難場所となる小学校の体育館の耐震補強工事も遅々として進まない中で、このような無駄な支出が許されようがない。

(監査請求書の本文を、原文のまま掲載しました)

(事実証明書一覧)

1 工事請負契約書及び開示請求書

- (1) 15年度 契約番号50-311
- (2) 同 50-315
- (3) 同 50-314

(4) 上記契約に係る完了期日、及び支払い完了期日がわかる文書の開示請求書

2 神奈川新聞 平成14年3月20日付け 定時制高校問題記事

3 指導担当課長から施設課へ宛てた依頼文

4 横浜市立高等学校再編整備計画後期計画素案

5 中田市長の公開質問に対する回答書

(追加証拠一覧)

1 支出命令書及び一部開示決定通知書

- (1) 一部開示決定通知書
- (2) 15年度 支出命令番号166262-7
- (3) 15年度 支出命令番号167077-8
- (4) 15年度 支出命令番号169712-9